

平成 26 年 4 月 4 日

大阪市教育委員会委員長
大森 不二雄 殿

大阪市長
橋下 徹

大阪市教育行政基本条例及び大阪市立学校活性化条例に基づき、大阪市教育振興基本計画を推進し、本市における教育の振興を図るため、下記の事項について早急に協議いたしたく、貴委員会委員との協議会の開催を申し入れます。

記

1. 子どもの安全・安心と教育を受ける権利の保障
 - (1) いじめの問題の実態と対策
 - (2) 体罰等に頼らない生活指導のあり方
 - (3) 授業の成立が困難な状況の実態と学校の対応

2. 子ども・保護者・市民の意向の把握と反映
 - (1) いじめ・暴力行為等の相談・通報窓口
 - (2) 児童生徒・保護者による教員の授業評価
 - (3) 学校協議会の機能(学校評価、指導が不適切な教員に関する意見具申等)

3. 学校運営の実態
 - (1) 学校運営における校長の権限行使の実態
 - (2) 職員会議及び校内委員会等の役割の実態
 - (3) 校務分掌に関する意思決定過程の実態
 - (4) 学校運営におけるその他の事項に関する意思決定過程の実態
 - (5) 開かれた学校運営の実態